

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	17 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月及び同年 3 月

私は、年金への認識は高く、付加保険料を加えた国民年金保険料を納付してきた。私自身の性格上、届いた納付書に基づき保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間中の昭和 51 年 2 月 28 日に払い出されており、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、申立人は、付加保険料を加えた保険料を前納で納付する期間もあるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められるにもかかわらず、2 か月間と短期間である申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立人の元夫の昭和 58 年 7 月 1 日の就職及び 59 年 1 月 11 日の退職に伴う国民年金被保険者資格種別変更手続を行っているなど、国民年金の加入手続を適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 10 月まで  
② 昭和 48 年 3 月から同年 6 月まで

申立期間①について、私がA町役場で国民年金の加入手続をしてから、地区の人が国民年金保険料を自宅に集金に来たので納付に必要なお金を同居していた母に渡し、母に納付をお願いした。その後、再び国民年金に加入しなければならなくなったので、昭和 49 年 2 月頃、B市役所（現在は、C市役所）D支所で国民年金の加入手続をしたところ、申立期間①の保険料が未納になっていると指摘され、遡って同支所窓口で再度納付したはずである。

申立期間②について、昭和 49 年 2 月頃、B市役所D支所で国民年金の加入手続をした時に、その場で説明を受け、納付できる金額だったので遡って同支所窓口で納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が納付されたことになっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の1回目の保険料納付について、申立人は、地区の人が国民年金保険料を自宅に集金に来たので納付に必要なお金を同居していたその母に渡し、納付をお願いしたとしているところ、申立人が所持するA町の住所が記載された国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和46年5月から同年6月頃までに払い出されたと推認でき、その時点では、申立期間①の保険料は納付することが可能である上、A町役場によれば、当時、現年度保険料の納付方法

の一つとして地域の区長が集めて回っていたとしており、申立人の申述に不自然さはみられない。

また、申立人が、7か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間①の2回目の保険料納付について、申立人は、昭和49年2月頃、B市役所D支所で国民年金の加入手続をしたところ、その母が納付したはずの保険料が未納になっていると指摘され、申立期間①の保険料を遡って同支所窓口で納付したとしているが、C市役所によれば、当時のB市役所D支所では、現年度保険料以外の国民年金保険料は市役所窓口で納付することはできなかったとしており、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B市役所D支所で国民年金の加入手続をした時に、その場で説明を受け、納付できる金額だったので同支所窓口で遡って納付したはずであるとしている。しかしながら、申立人が所持する複数の年金手帳の記録では、申立期間②以前の昭和46年11月4日にA町の住所で国民年金被保険者資格を喪失してから申立期間②以降の49年2月16日にB市（現在は、C市）の住所で国民年金被保険者の資格を取得するまでの間、国民年金に加入したことを示す記録は見当たらず、オンラインによれば、申立期間②は国民年金に加入していない期間とされていることから、申立期間②は国民年金未加入期間と推認され、申立期間②は、制度上保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、昭和49年2月頃、B市役所D支所窓口で申立期間②の保険料を納付したとしているが、この時点では、申立期間②のうち、48年3月の保険料は過年度保険料となり、当時の同支所窓口では現年度以外の保険料を納付することはできず、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年1月から同年6月までは36万円、同年7月から4年2月までは50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年3月26日まで  
私が株式会社Aに勤務中には減給の通知は無かったが、私の平成3年1月から4年2月までの期間の標準報酬月額が36万円又は50万円から9万8,000円に引き下げられており、この処理については納得がいかないため、申立期間の私の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人の株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する平成3年1月から同年6月までは36万円、同年7月から4年2月までは50万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（4年3月26日）の後の同年12月8日付けで、3年1月1日に遡及して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。

なお、株式会社Aに係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、申立人は、B業務に従事しており、経営にも関与したことはないとしているところ、同社の経理を担当していたとする会計事務所は、同社の重要事項の決定は総務担当役員が行っていた旨を供述していることを踏まえると、申立人が当該訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について

有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年1月から同年6月までは36万円、同年7月から4年2月までは50万円と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

A社から平成20年6月30日に支給された賞与の記録が国（厚生労働省）の記録となっていない。賞与支払明細書を提出するので、確認して、賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された夏期賞与一覧等により、申立人は、申立期間において、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された夏期賞与一覧等により確認できる保険料控除額から、70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していない可能性があるとしているが、当時の資料が無いため届出を行ったか否かについては不明としていることから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を64万2,000円、17年7月8日の標準賞与額に係る記録を67万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成17年7月8日

平成16年12月10日及び17年7月8日に賞与の支給があったが、賞与から保険料が控除されているにもかかわらず、オンライン記録では両標準賞与額の記録が無い。調査して両標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び株式会社Aが保管している申立人の賞与個人別台帳から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、賞与明細書において確認できる賞与額から、申立期間①の標準賞与額については、64万2,000円、申立期間②の標準賞与額については、67万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出漏れがあったと認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月10日から同年5月1日まで  
昭和24年4月5日にC社(27年6月\*日にA社に改称)に入社し、56年9月1日まで継続して勤務したが、A社D支社の34年4月10日から同年5月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。調査して被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社(同社B支社から同社D支社に異動)に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社D支社に勤務していた元上司は、「私は、昭和34年4月10日ころにA社E支社からD支社(D支社は、34年5月\*日に設立されると同時に健康保険厚生年金保険の適用事業所となったものであり、それ以前の同年4月10日ころは同支社準備室として存在)に異動した。そのころ、申立人もA社B支社からD支社に異動し、一緒に勤務した。また、申立人とはA社の社宅に住み、給与はA社本社から支給され、厚生年金保険料も控除されていた。私の厚生年金保険の記録では34年5月1日にA社E支社からD支社に異動したことになっているので、申立人も同じ取扱いになるはずだと思う。」と供述しているところ、当該元上司の同社E支社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、34年5月1日

となっていることを踏まえると、申立人についても、当該元上司と同様の取扱いがなされたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支社における昭和32年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA院（現在は、B院）における資格取得日に係る記録を昭和 60 年 6 月 2 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 2 日から同年 8 月 1 日まで  
昭和 60 年 6 月 2 日から同年 12 月 1 日までの間、A院にC職として継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された人事記録及び複数の元同僚の供述により、申立人がA院に昭和 60 年 6 月 2 日から継続して勤務していたことが認められる。

また、事業所は、「申立期間当時から厚生年金保険の資格取得に関しては、職員及び非常勤職員の区別なく一律に加入させ、厚生年金保険料も控除していた。昭和 59 年から 63 年にかけて非常勤職員であったD職らに、申立人と同様の事案が相次いでいることから、当該期間において社会保険加入事務に何らかの問題があったものと推察される。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 60 年 8 月の社会保険事務所（当時）の被保険者記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、申立期間当時、申立人を含む多数の非常勤職員について、社会保険加入事務に何らかの問題があったものと推察されるとして、資格取得に係る届出に誤りがあったと認めていることから、事業主は、社会保険事務所における記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 48 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間、A市所在のB社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は、当時の給与明細書に記載されている保険料控除額とは異なり、引き下げられた記録となっている。給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により17万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、厚生年金基金が保存していた申立期間に係る報酬月額の届出においても、報酬月額が17万円となっていることから、事業主が17万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和58年8月19日）及び資格取得日（59年9月11日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月19日から59年9月11日まで

私は、昭和56年9月1日から平成3年2月11日までA株式会社に継続して勤務していたが、社命によりB国へ行き同社現地法人の「C社」に副社長（営業担当）として勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い。給与は毎月、本社から口座に振り込まれ、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する申立人に係る「退職金計算書」、雇用保険の「被保険者資格取得等確認通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）」、申立人の雇用保険の加入記録、パスポートの渡航記録、改製原戸籍及び改製原附票の記載事項並びに当該事業所の複数の元取締役及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（昭和58年2月12日にB国へ行き、本社営業部から同社現地法人「C社」に異動。61年9月15日に帰国し、当該法人から本社営業部に異動。）していたことが認められる。

また、申立人の申立期間当時、当該法人に勤務していた経理担当の元同僚は、「A株式会社本社との雇用関係は継続していた。厚生年金保険、健

康保険についても継続していると聞いた。」と供述している。

さらに、当該事業所の複数の元取締役及び元同僚は、「C社は、A株式会社本社の営業部門の一部を海外に設置したもので、申立人との雇用関係は継続していた。」と回答し、うち二人の元取締役は、「厚生年金保険、健康保険についても、本社と変わらなく継続していた。」と供述している上、別の元同僚の一人は、「C社への指揮命令は、本社から指示していた。給与も本社から支払っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 58 年 7 月及び同年 10 月に係る被保険者原票の記録から 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 58 年 8 月から 59 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を4年7月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から5年4月1日まで  
② 平成5年4月1日から6年4月28日まで

A株式会社に勤務していた期間の一部である申立期間①が厚生年金保険の未加入期間となっており、また、申立期間②の標準報酬月額が実際の報酬額より少なく記録されている。申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①にA株式会社で勤務していたことが認められる。

また、申立人の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の平成4年6



月のオンライン記録、申立人の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票（訂正されたオンライン記録では、当初、同年10月に41万円と記録されていた。）から、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA株式会社の資格喪失日（平成4年7月31日）が厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日になっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録することは考え難いことから、事業主が同年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から5年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、A株式会社のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間②の標準報酬月額を申立人が主張する41万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年4月28日）の後の同年6月8日付けで、申立人を含む25人について標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、当該期間の標準報酬月額は、30万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41万円と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4年7月から5年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年4月1日まで

A株式会社に勤務していた期間の一部である申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間にA株式会社で勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務をしていたとする複数の同僚から提出された給与明細書では、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成4年6月のオンライン記録及び同僚の給与明細書から、同年7月から5年3月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）の記録におけるA株式会社の資格喪失日（平成4年7月31日）が厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日になっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録することは考え難いことから、事業主が同年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に

係る同年7月から5年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月2日から同年9月1日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を同年1月2日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を60円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年1月7日から20年9月1日まで

申立期間はA株式会社B工場に在籍していたが、厚生年金保険の記録が無い。同工場には昭和18年1月から勤務していたが、20年1月2日にC軍に召集となり、戦後の同年8月末日まで出征していたが、給与は同社から支給されていたので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間のうち、昭和20年1月2日から同年9月1日までの期間については、A株式会社からの回答及び同社が作成し保管する同社B工場に係る健康保険厚生年金保険番号簿（申立人の健康保険被保険者資格取得日は18年1月7日、資格喪失日は20年9月1日）により、申立人は、同社に在籍していたことが認められる。

また、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間の厚生年金保険加入記録は確認できないが、D県発行の軍歴証明書によると、申立人は、昭和20年1月2日にC軍に召集され、同年8月31日に「召集解除」とされたことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

したがって、申立人がC軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定

による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和 20 年 1 月 2 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A 株式会社が保管する同社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者番号簿の健康保険の標準報酬の記録から、60 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 18 年 1 月 7 日から 20 年 1 月 2 日までの期間については、A 株式会社では、「当社が作成し保管している B 工場に係る健康保険厚生年金保険番号簿により、申立人が健康保険に加入していたことは確認できるが、申立人の被保険者欄に厚生年金保険被保険者記号番号が記載されておらず、ほかに資料が無いことから、申立人の厚生年金保険加入は確認できない。」と回答している。

また、前記健康保険厚生年金保険番号簿に登載されている被保険者のうち、厚生年金保険被保険者記号番号の記載が無い 5 人(申立人を含む)は、いずれも A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が無い。

このほか、当該期間において、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 18 年 1 月 7 日から 20 年 1 月 2 日までの期間に係る労働者年金保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社の資格喪失日に係る記録を平成16年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月30日から同年5月1日まで

A株式会社に昭和61年7月12日に入社し、62歳の定年退職日の平成16年\*月\*日まで正社員のB職として、勤務して退職した。所持している16年4月度の給与明細書から厚生年金保険料が控除されており、雇用保険被保険者離職票の退職日が16年4月30日となっているが、社会保険庁(当時)の記録では申立期間の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険の離職票により、A株式会社における離職日は平成16年\*月\*日であり、申立期間は当該会社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出した平成16年4月度の給与明細書から、同年4月に係る報酬月額が22万2,250円、厚生年金保険料として1万9,012円が控除されていることが確認できる。

一方、A株式会社は、「申立人は、定年退職であるため平成16年\*月\*日まで在職しており、厚生年金保険の資格喪失日は同年5月1日である。会社の事務処理に誤りがあり、誤った資格喪失日を届け出てしまった。また、当該保険料を申立人の給与から控除していたが、社会保険事務所(当時)に納付は行っていなかった。」と回答している。なお、当該会社の就

業規則には、「62歳となった当該月の給与締切日（月末日）を定年退職とする。」と規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は届出の誤り及び保険料の納付を行っていないことを認めていることから、事業主は平成16年\*月\*日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る16年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年10月から38年9月まで  
② 昭和51年6月16日から同年7月1日まで

申立期間①については、昭和37年10月1日にA株式会社（現在は、株式会社B）C工場から同社D工場に転勤になったが、D工場における同年10月から38年9月までの標準報酬月額が給与明細書の報酬額と違うので訂正してほしい。

申立期間②については、A株式会社からグループ企業であるE株式会社（現在は、F株式会社）に異動になった際に厚生年金保険の期間に1か月の空白がある。継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保管するA株式会社D工場の給与明細書により、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料が無いため不明としていることから、明らかでないと判断せざるを得ない。



また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人がA株式会社G事務所を昭和51年6月30日に離職し、E株式会社において、同年7月1日に資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人が保管するA株式会社の昭和51年6月分の給与明細書から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるが、ほかの月分の給与明細書により保険料は翌月控除であることが確認できることから、当該厚生年金保険料は同年5月の保険料であることが認められる。

また、E株式会社の昭和51年7月分の給与明細書からは厚生年金保険料の控除は無く、同年8月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該厚生年金保険料は、同年7月分であることが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年5月1日から25年3月18日までの期間について、A事務所は、申立人が24年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年3月18日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和24年5月から同年9月までの期間は7,000円、同年10月から25年2月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から25年3月18日まで

夫の遺品の中にあつたB手帳及びC証に記載されているD社の退職年月日と、年金事務所発行の被保険者記録照会回答票の資格喪失日が明らかに違っているので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間において、D社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が所持するB手帳及びC証並びにE事務所からの回答から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、A事務所（D社の事業所名が併記）において厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和24年5月1日、資格喪失日が25年3月18日となっている未統合の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 24 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 25 年 3 月 18 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、昭和 24 年 5 月から同年 9 月までを 7,000 円、同年 10 月から 25 年 2 月までを 8,000 円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 23 年 10 月 1 日から 24 年 5 月 1 日までの期間については、B 手帳及び C 証により、申立人が D 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 23 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同工場も同年 10 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、D 社の事業主は連絡先不明で照会することができない上、同僚 3 人に照会し一人から回答を得たものの、申立人を記憶していなかった。

さらに、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立てどおりの届出が事業主により行われた資料も見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年6月6日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を同年6月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月12日から53年12月1日まで  
ねんきん特別便によると、私のA株式会社における厚生年金保険資格取得日は、昭和53年12月1日とあるが、私は同年5月に同社に入社した。また、私が所持しているC基金が発行した同社における厚生年金基金加入員証の「取得（入社）年月日」欄には、同年5月12日と記載されていることが確認できるため、日本年金機構の記録に納得がいかない。  
第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社において、昭和53年6月6日に資格を取得していることが確認できるところ、申立期間当時の事業主は、「試用期間を経た後、厚生年金保険と雇用保険は同時に資格を取得させていたはずである。」と供述している上、当時の経理担当者からも、「申立人の厚生年金保険の資格取得日が、雇用保険の資格取得日より6か月も遅いのは不自然である。申立人もほかの社員同様、雇用保険の資格取得と同時期から厚生年金保険料も控除されていたはずである。」との供述が得られた。

また、昭和51年11月から55年3月までの間に、A株式会社において、厚生年金保険及び雇用保険の資格を取得している女性の同僚6人を調査し

たところ、申立人と同種の仕事に従事していた一人を含む5人について両保険の資格取得日が同時であることが確認でき、残りの一人については、厚生年金保険の取得日が雇用保険の取得日より約1か月早くなっていることが確認できた。

一方、申立期間のうち、昭和53年5月12日から同年6月6日までの期間については、A株式会社がD基金（当時はC基金）に届け出た「厚生年金基金 基金発足時加入員届」から、申立人の同社における入社年月日は53年5月12日であることが確認できるものの、前述のとおり、当時の事業主及び経理担当者は厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は同時であった旨を供述している上、現在の事業主であるB株式会社は、「申立期間当時の社会保険等に関する関連資料は保存していない。」と回答しており、当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の昭和53年5月12日から同年6月6日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年6月6日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和53年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和53年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は31万円、申立期間②は32万4,000円、申立期間③は36万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を申立期間①は31万円、申立期間②は32万4,000円、申立期間③は36万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①は履行していないと認められ、申立期間②及び③は明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 10 日  
② 平成 18 年 7 月 10 日  
③ 平成 20 年 7 月 10 日

勤務先のA社により上記申立期間に支給された賞与に相応する厚生年金保険料を控除されていたが、年金事務所にはその記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた給与支給明細書（賞与）及び事業主が提出した賞与明細書から、申立てに係る賞与において源泉控除された厚生年金保険料額及び実際に支給された賞与額が確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立期間

①は 31 万円、申立期間②は 32 万 4,000 円、申立期間③は 36 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①については、B組合の記録においても当該標準賞与額の記録が確認できず、事業主が申立てに係る賞与の届出を行ったにもかかわらず、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は申立人に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成3年6月21日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月21日から同年7月1日まで  
社会保険庁(当時)の記録によると、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成3年7月1日になっているが、同年6月21日から勤務していた。納得できないので、資格取得日を3年6月21日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管している申立人の申立期間に係る「タイムカード」、  
「企業年金保険被保険者名簿履歴書」、「企業年金保険給付金請求書(適  
年型)」、平成8年8月30日付けの「資格取得時の訂正申請書及び理由  
書」及びB社会保険事務所(当時)による同年10月21日付けの確認印が  
ある「厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬月額決定通知書」によ  
り、申立人が3年6月21日から同社に勤務していたことが認められる。

また、同僚の「申立人の平成3年6月21日入社は、給与の締め日(毎月  
20日)に合わせたものであり、同年7月21日支払の給与から同年6月  
の保険料が当然控除されていたものと思われる。」との供述に事業主も同



意している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社会保険事務所による平成8年10月21日付けの確認印がある「厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬月額決定通知書」により申立期間の標準報酬月額として届出された標準報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当初の届出が誤りであったために、訂正届を提出したことを認めており、事業主が保管しているB社会保険事務所による平成8年10月21日付けの確認印がある「厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬月額決定通知書」により、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に資格取得日を訂正する届出がなされていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB工場における厚生年金保険の被保険者期間については、事業主は、申立人が昭和18年2月1日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所に係る資格喪失日は、20年5月31日であったと認められることから、18年2月1日から20年5月31日までとすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年2月から20年1月までは70円、同年2月から同年4月までは100円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年2月1日から22年頃まで

昭和18年2月から株式会社AのB工場（以下「C社」という。）にD係として勤務したが、勤務した期間における厚生年金保険の記録が無い。身分証明書を提出するので18年2月から22年頃までの期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された身分証明書の発行元であるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名で同一生年月日（ただし、日の記載無し）である者が、昭和18年2月1日に被保険者資格を取得し、20年2月に標準報酬月額が改定されているが、被保険者資格の喪失日が空白となっている記録が確認できる。

一方、同僚の一人が「申立人は、自分が応召され、入営する昭和20年5月はじめ頃は、C社でD係として勤務していた。」と述べており、申立

人から提出された申立人の身分証明書には、勤務先がC社、役職がD係、発行年月日が18年5月1日と記録されているとともに、前述の被保険者記録は65歳に到達しているにもかかわらず未統合となっていることから、当該記録は申立人の記録と認められる。

また、当該未統合になっている被保険者記録には資格喪失日が記載されていないが、このことについて、日本年金機構E事務センターでは「当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和20年4月の空襲により焼失し、現存する健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、当該空襲の後に復元した名簿に基づくものと考えられる。」と回答しているが、当該復元されたと考えられる名簿においては、申立人を含めほとんどの被保険者について、資格の喪失が記録されていない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も健康保険厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が昭和20年5月頃まで継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないことなどの諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が18年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は20年5月31日とすることが妥当と判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における未統合記録から、昭和18年2月から20年1月までは70円、同年2月から同年4月までについては100円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になさ

れているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 5 月 31 日から 22 年頃までの期間については、当時、申立人と同居していた申立人の姪が「申立人は、C 社に 2 年ほど勤めた後、軍隊に行った。」と述べているが、軍籍記録について、厚生労働省援護局、住所地であった F 地及び本籍地である G 県において、申立人の記録は確認できず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間について、申立人に係るA株式会社における資格喪失日は、昭和56年7月21日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月28日から同年7月21日まで  
社会保険庁(当時)の記録では、昭和56年2月28日から同年7月21日までの厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。56年3月からA株式会社が設立母体となった株式会社Bに異動し、同社で経理を担当した。当該期間、会社に勤務したことが分かる資料を提出するので調査の上、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の供述及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社及び同社が設立母体となった株式会社Bに継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、昭和56年2月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社における申立人の資格喪失日は、当初、昭和56年7月21日と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年2月28日より後の57年1月6日付けで56年2月28日に訂正されていることが確認できるほか、同僚6人についても同様に訂正されていることが確認でき、かつ、当該訂正前の記録及び商業登記簿から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、申立

人が昭和 56 年 2 月 28 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の訂正前の喪失日である 56 年 7 月 21 日であると認められる。

また、昭和 56 年 2 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、社会保険事務所における当該訂正前の記録から、26 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①は 23 万 5,000 円、申立期間②は 35 万 6,000 円、申立期間③は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 2 月 1 日  
② 平成 19 年 12 月 10 日  
③ 平成 20 年 2 月 1 日

ねんきん定期便では、A社で勤務していた期間のうち、平成 18 年冬期分賞与、19 年夏期分賞与、同年冬期分賞与の記録が無いが、賞与から保険料を控除されているのに、会社からの賞与支払の届出が未提出となっており、厚生年金保険の記録に反映されていないので、申立期間について、標準賞与の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人の給与振込口座の普通預金通帳によると、平成 19 年 2 月 1 日付けで「B」の印字と 19 万 8,202 円の振込みが確認できる。

また、申立人は、平成 18 年 12 月の冬期賞与は遅延し、19 年 2 月 1 日に振り込まれたと供述しているところ、申立人と同じく A 社 C 部において D 業務を行っていた同僚 3 人も同様に遅延して支給されたことを供述している。

さらに、複数の同僚の賞与支給記録及び申立人の賞与明細書等により、

A社における平成18年夏期賞与から20年夏期賞与までの継続した賞与支給と事業主による継続した賞与からの保険料控除が確認できることから、遅延して19年2月1日に支給された当該18年冬期分賞与についても事業主により厚生年金保険料が控除されていたと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①に係る標準賞与の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①に係る標準賞与額は、申立人の普通預金通帳における賞与振込額並びに同僚の標準賞与額及び賞与明細書等から、23万5,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された平成19年12月分の賞与明細書により、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額から、35万6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、申立人と同職種で同期の同僚二人が所持する平成19年夏期賞与支給に係る控除内訳書において、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該内訳書及び普通預金通帳によると、当該同僚二人の申立期間①から③までの賞与支給額及び賞与振込額が同額であるところ、申立人の申立期間①及び②の賞与支給額及び賞与振込額も当該同僚二人と同額であることが確認でき、申立期間③に係る賞与振込額において、当該同僚二人と同額であることを踏まえると、申立期間③の賞与支給額についても同額であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、申立人の普通預金通帳における賞与振込額及び当該同僚二人の平成19年夏期賞与支給に係る控除内訳書において確認できる賞与支給額から、24万円とすることが妥当である。



4 なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く、不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 18 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 16 日から 4 年 1 月 31 日まで

日本年金機構からの連絡文書で、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額の記録に誤りがある可能性を知った。給与振込通帳等の資料は残っていないが、当時一緒に勤務していた妹から、第三者委員会に申立てをし、記録が訂正されたと聞いたので、私の記録も訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 1 月 31 日より後の同年 3 月 19 日付けで、当初記録されていた 18 万円が 9 万 2,000 円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aの商業登記簿謄本により、申立人は、取締役であったことが確認できるが、当時の代表取締役は、「申立人が担当していたのは一般事務であり、社会保険に関する事務は行っていなかった。減額訂正処理に関しては、当時社会保険関係の処理を依頼していた社会保険労務士から大まかな説明を受け、私が処理を指示したもので、申立人は関与していない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 18 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、株式会社A（現在は、株式会社B）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和29年3月1日）及び資格取得日（30年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から30年3月1日まで

株式会社Aには昭和23年4月1日から58年6月30日まで勤務したが、同社C支店に勤務中に私傷病休職をした29年3月1日から30年3月1日までの厚生年金保険被保険者としての記録が無いので、調査して、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された回答書、同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間においても株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間には、その6か月前から私傷病のために休職していたとしており、3人の同僚も、「申立人が申立期間のころに病気療養のために休職していた。」と供述しているところ、株式会社Bは、「現在は休職時に被保険者資格を喪失することはなく、当時も同じ扱いであったと思う。」と回答している上、当該3人の同僚も、「当時から、休職者が被保険者資格を喪失されることはなかった。」と供述している。

さらに、当該3人の同僚及び株式会社AのC支店において同僚だったことが確認できた二人の同僚には、申立期間及びその前後の期間に、厚生年金保険被保険者としての記録の欠落は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主は、申立期間当時の休職中の給与の取扱いについて、「昇給を実施したかは不明であり、休職が6か月を経過した時点で給与支給を止めて、傷病手当金支給に切り換えていた。」としていることから、申立人の昭和29年2月の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に基づき、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和29年3月から30年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から55年3月まで  
勤めていた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、父が昭和55年頃に加入手続をして、そのときに20歳まで遡って32か月分の国民年金保険料を一括で納付したはずである。払ったはずの期間がねんきん特別便で未納となっていることが分かった。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしたとするその父は、高齢で事情を聞くことができないため加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿に「受付日 57.7.3」との記載が確認できることから、申立人の加入手続は昭和57年7月3日に行われたと推認でき、その時点では申立期間は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、加入手続をした直後の57年7月5日に、遡って納付できる最大限の期間である55年4月から57年3月までの保険料が納付されていることが、A市の国民年金被保険者名簿により確認できることから、このことと混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月及び平成 17 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月  
② 平成 17 年 3 月

私は平成 22 年 5 月に年金裁定の手續に A 年金事務所に行ったときに、申立期間の昭和 57 年 10 月と平成 17 年 3 月の 2 か月が未納とされていることが分かった。

私は昭和 57 年 10 月にそれまでに勤めていた会社を辞め、同年 11 月から新しい会社に就職した。同年 10 月の国民年金保険料については、時期は覚えていないが B 市役所で加入手續をして 1 か月分の納付書を窓口で出してもらい、市役所庁舎内の C 銀行（現在は、D 銀行）で納付した。平成 17 年 3 月の国民年金保険料は、E 銀行 F 支店の ATM を使い現金で納付したと思う。申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 市の国民年金被保険者記録表により、昭和 57 年 10 月 30 日の国民年金被保険者資格の再取得及び同年 11 月 1 日の資格喪失の記録が平成 7 年 5 月 23 日の届出によって追加されていることが確認できることから、7 年 5 月に記録の追加が行われるまでは申立期間①は未加入期間であり、制度上保険料を納付できず、記録追加の時点では時効により保険料は納付できない。

2 申立期間②について、申立人から提出された平成 17 年分の確定申告書（控）に計上されている国民年金保険料額は、申立人が納付した 16 年 12 月、17 年 1 月、同年 2 月及び同年 4 月の 4 か月分の保険料合計額

に一致している上、申立人は 17 年 3 月の未使用の保険料納付書を保管しており、銀行の A T Mを利用して保険料を納付したとすると、機械処理されていることから記録誤りの可能性は少ないと考えられる。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から48年3月までの期間、49年7月から50年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年2月から48年3月まで  
② 昭和49年7月から50年3月まで  
③ 昭和51年1月から同年3月まで  
④ 昭和61年4月から62年3月まで

会社を辞めて自営業を始めるときに、妻の母から国民年金に入らなければならないことを言われて、昭和43年2月頃に妻の母に同行してもらって三人でA町役場（現在は、B市役所）に行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。その頃は国民年金保険料が200円から300円くらいで、加入手続をしたその場で1年くらいまとめて保険料を納めて、薄い紙の領収書を受け取った。年金手帳はその場ではもらわず、何年後かに送られてきた記憶がある。加入手続をした後の保険料の納付は妻に任せていた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年2月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続をしたその場で1年くらいの国民年金保険料をまとめて納付して領収証書を受け取ったとしているが、B市では申立期間①当時は年金手帳に国民年金印紙を貼付する印紙検認方式であったとしており、申立人は印紙により保険料を納付した記憶が無いとしている上、加入手続後の保険料の納付は申立人の妻が行い、申立人は納付には直接関与しておらず、その妻も既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である。



また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 5 月頃に夫婦連番で払い出されており、払出時点では申立期間①の一部は時効により保険料を納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻は、いずれの申立期間についても国民年金に未加入又は未納である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 2 月に結婚したが夫が国民年金に加入しており、義母にも勧められたので A 市役所で国民年金の加入手続を行い、義母に 20 万円を借りて B 銀行で 20 歳からの未納分をまとめて納付した。

確かに申立期間の国民年金保険料を納付したのに未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 2 月の結婚後 A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その義母から借りた 20 万円で 20 歳からの国民年金保険料を銀行で納付したと主張しているが、具体的な加入手続及び国民年金保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市の国民年金被保険者名簿に「手帳交付日 63. 6. 8」とあること、及び前後の手帳記号番号払出状況から昭和 63 年 6 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間は時効により国民年金保険料は納付できず、その時点では、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間直後の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を 63 年及び平成元年の 2 回に分けて過年度納付し、その後の保険料を昭和 63 年に納付していることがオンライン記録から確認でき、その合計保険料額は申立人が納付したとする金額とおおむね一致していることから、このことと混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月から13年3月まで

申立期間は学生納付特例制度により免除になっていたが、2年たつと利息がかかることを知り、急いで平成16年8月に社会保険事務所（当時）に連絡し、追納の申出をした。国民年金保険料は送られてきた納付書でそれほど間を空けずに16万円弱を納付した。申立期間が追納されたことになっていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年8月に追納申出をし、送られてきた納付書で申立期間の保険料を納付したとしているが、オンライン記録により追納申出をした事実を確認できるものの、A区の「平成17年度相当分市民税・県民税所得回答書」には平成16年度分の前納保険料額が社会保険料控除として記載されているが、申立期間に係る追納保険料額は記載されていないなど、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、追納したとする時期は、事務処理の機械化が一層進み、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少なくなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から12年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年12月から12年1月まで

私は、平成10年12月\*日に勤めていた会社が倒産し、国民年金に加入したが、収入が無くなり、以前に4か月間全額免除申請をして制度を承知していたので、申立期間についても全額免除申請をA市役所で行っていると思う。通知等の書類を探したが該当するものが無く、年金手帳にも記載は無いが、申立期間が全額免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について全額免除申請をA市役所で行っているとしているが、A市役所の申立人に係る「国民年金管理カード」には「H10未申告により返送」と記載されており、これについてA市役所は、全額免除申請を行ったと考えられる申立人の平成10年度の免除申請書は、所得の未申告を理由に免除申請書を申立人へ返送したものであるとしている。

また、A市役所は、免除申請は毎年度行う必要があるが、平成11年度の免除申請が行われた記録は無いとしている。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間について、免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月から45年3月まで

申立期間については、A町の実家で家業の「B社」の従業員として勤務していた頃、私と父母の国民年金保険料を、自宅に来ていた保険料の集金人に父が納付していた。父母は昭和36年から納付済みであり、私の後から家業を手伝っていた二人の弟も国民年金に加入し、保険料は納付済みとなっている。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A町の実家で家業の「B社」の従業員として勤務していた頃、申立人とその父母の国民年金保険料を、自宅に来ていた保険料の集金人にその父が納付していたとしているが、申立人の国民年金保険料を納付したとするその父は既に他界しており、証言が得られないことから、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、「資格取得」が昭和49年10月16日と記載されていること、及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）にも、申立人の資格取得日は同じく49年10月16日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年10月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から49年1月まで  
申立期間については、母に勧められて国民年金に加入し、加入手続はA市役所で母が行い、その後は私と母の国民年金保険料を自宅に集金に来ていた郵便局の人かB銀行C支店の集金人に母が納付していた。  
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母に勧められて国民年金に加入し、加入手続はA市役所でその母が行い、その後は申立人とその母の国民年金保険料を自宅に集金に来ていた郵便局の人かB銀行C支店の集金人にその母が納付したとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており、証言が得られないことから、申立期間の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和52年1月7日と記載されていること、及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）にも、申立人の資格取得日は同じく52年1月7日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで  
父から未納期間の国民年金保険料を全額出してあげると言われ、24 歳になった昭和 63 年頃、A 社会保険事務所（当時）に行き、「20 歳まで遡って未納期間の保険料を全額納付したい。」と言うと、職員から「20 歳までの未納分の保険料を 2 回に分けて納付して下さい。」と言われ、2 回に分けて A 社会保険事務所で保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、24 歳になった昭和 63 年頃、A 社会保険事務所に行き、20 歳まで遡って未納期間の保険料を全額納付したい旨を伝えると、その職員から「20 歳までの未納分の保険料を 2 回に分けて納付して下さい。」と言われ、2 回に分けて同事務所で保険料を納付したとしているが、申立人が 24 歳になった 63 年\*月以降の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人はそれ以前において、遡って保険料を納付した記憶は無いと明言していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間後の昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料を 63 年 11 月 21 日に過年度納付により、63 年 4 月から平成元年 1 月までの保険料を元年 2 月に、同年 2 月及び同年 3 月の保険料を同年 3 月にそれぞれ現年度納付により保険料を納付したとする記録が確認できることから、申立人は、当該過年度納付分と現年度納付分について、過年度納付分と申立期間分の 2 回分と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から11年5月までの期間及び12年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年6月から11年5月まで  
② 平成12年2月

国民年金の加入手続は20歳になった平成10年\*月にA町役場で行ったが、13年6月に結婚するまで保険料を納めていなかった。結婚後、妻の勧めでそれまで未納であった保険料を納付することにし、その月の保険料と申立期間の保険料を1か月又は数か月ずつ妻が納付してきた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成13年6月に結婚後、その妻がその月の保険料と申立期間①の保険料とを1か月又は数か月ずつ納付したとしているが、申立人が申立期間①の保険料を納付したと断言している結婚後の13年6月以降の時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

2 申立期間②について、申立人は、上記の申立期間①と同様に申立期間②の保険料を納付したとしているが、申立期間②の保険料の納付状況が明確ではない。

3 国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から14年9月頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から14年9月頃まで

私は、勤めていた会社を平成9年10月に辞め、A市役所で国民年金の加入手続をした。平成9年度分の約10万円の国民年金保険料は、自分で納付書を用い一括納付し、10年度以降の保険料は14年9月頃まで父が納付してくれた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた会社を平成9年10月に辞め、A市役所で国民年金の加入手続をし、平成9年度分の約10万円の国民年金保険料は、自分で納付書を用い一括納付し、10年度以降の保険料は14年9月頃までその父が納付してくれたとしているが、申立期間のうち、10年度以降の期間については、その国民年金保険料を納付したとする申立人の父は既に他界しており、証言を得ることができず、申立人は当該期間の保険料の納付に直接関与していないことから、当該期間における保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、平成17年7月に申立人に対し、9年10月11日を勧奨事象発生日とする「未加入期間国民年金適用勧奨」が出されていることから、17年7月までは申立期間は未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納がある上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 9 月までの期間及び同年 10 月から 63 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 62 年 9 月まで  
② 昭和 62 年 10 月から 63 年 4 月まで

申立期間①については、昭和 63 年 5 月に A 国から帰国してすぐに B 区役所 C 出張所（当時）で時効にかからない 15 か月分の国民年金保険料約 10 万円をまとめて私が納付した。

申立期間②については、A 国に滞在していた期間であり、帰国してすぐに申立期間①の保険料を納付した後、C 出張所で 7 か月分をまとめて私が納付した。

申立期間の保険料が未納及び未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 63 年 5 月に A 国から帰国してすぐに B 区役所 C 出張所で時効にかからない 15 か月分の国民年金保険料約 10 万円をまとめて納付したと申述している。

しかしながら、申立人が所持するパスポートにより、申立人は、昭和 63 年 5 月 31 日に A 国から帰国したことが確認できるが、その時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付となり C 出張所で納付することはできず、申立人の主張する納付方法は当時の取扱いと符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 2 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、A国に滞在していた期間であり、昭和63年5月31日に帰国した後、B区役所C出張所で申立期間②の国民年金保険料をまとめて納付したと申述している。しかしながら、申立期間②は海外在住期間であり、任意加入となる期間における未加入期間であり、制度上、遡って納付することはできない期間である。
- 3 申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 12 年 5 月 1 日まで  
株式会社A（現在は、株式会社B）の派遣社員として、平成 11 年 8 月 1 日から 13 年 4 月 30 日までC株式会社に勤務していたのに、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日が 12 年 5 月 1 日になっている。平成 12 年の正月に、派遣先のC株式会社の同僚から送られた年賀状もあり、申立期間には間違いなく同社に勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった派遣先事業所の同僚からの平成 12 年の年賀状及び同僚と一緒に写っている写真により、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間に派遣先事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aにおける申立人の雇用保険の加入記録によれば、被保険者資格の取得日が平成 12 年 5 月 1 日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、オンライン記録から、同社において申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したところ、「申立期間当時、株式会社Aでは、派遣先の事業所によって、期間に多少の相違はあったが、3か月から6か月程度の試用期間があった。」との供述が得られたことから、当時の株式会社Aでは正社員登用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間の全期間において、国民年金第1号被保険者としての国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる上、平成 12 年 5 月の国民年金保険料が無資格期間納付

として申立人に還付されており、これは、株式会社Aにおいて同年5月1日に厚生年金保険の被保険者となったために還付されたと考えるのが自然である。

なお、申立人は、申立期間を含む平成10年9月1日から12年5月1日までの期間において、国民健康保険に加入していることがD市役所の回答から確認できる。

加えて、株式会社Bに照会したところ、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の取得届、保険料の控除及び納付等については、資料を保管していないため不明である旨の回答であった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで

A株式会社B営業所C出張所でD職をしていたが、昭和 43 年 1 月の入社時の標準報酬月額が 6 万円であるのに、同年 2 月から同年 7 月までの記録が 3 万 3,000 円となっている。また、51 年 8 月からの標準報酬月額が 24 万円であるのに、同年 10 月から 52 年 8 月までの記録が 18 万円となっている。申立期間の給与が下がった覚えは無いのでおかしい。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社E局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、3 万 3,000 円であることが確認できる。当該期間当時に被保険者資格を取得している同僚の資格取得時における標準報酬月額は、いずれも 3 万 3,000 円と記録されている上、複数の同僚は、初任給は 3 万円程度であった旨を供述している。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該期間前である昭和 43 年 1 月の標準報酬月額が 6 万円とされているが、申立人がA株式会社E局に入社する前に勤務していたF株式会社に係る被保険者原票により、同社における申立人の厚生年金保険の資格喪失日が同年 2 月 1 日、同年 1 月の標準報酬月額が 4 万 2,000 円となっており、同月は、両事業所に係る重複期間であることが確認できる。

なお、厚生年金保険法により、同時に 2 以上の事業所から報酬を受け

る場合は、それぞれの事業所において算定された報酬月額を合算する旨が定められているところ、申立人の昭和 43 年 1 月については、同法の規定により、重複する被保険者期間の標準報酬月額は合算することになり、当時の標準報酬月額の最高限度額が第 23 級 6 万円であったことから、社会保険事務所（当時）において当該最高限度額をもって申立人の標準報酬月額とされたものと認められる。

- 2 申立期間②について、A株式会社E局に係るオンライン記録により、申立人の昭和 51 年 8 月からの標準報酬月額が 24 万円であり、申立期間である同年 10 月から 52 年 8 月までの標準報酬月額が 18 万円であることが確認できるが、同社が提出した申立人に係る社会保険台帳において、これらの標準報酬月額の記録が一致しているとともに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿とも一致していることが確認できる。

また、申立人と同時期及びその前後にA株式会社E局に入社したD職の同僚について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から抽出した 16 人の標準報酬月額の増減をみると、申立人と同様に変動している者が 10 人いることが確認できる。

この標準報酬月額の増減について、A株式会社が社会保険事務を委託しているG株式会社の担当者は、申立期間当時の担当者に確認したところ、「D職の給与は、8 時間勤務の基本給が基本であるが、Hの時間帯は時間外勤務手当が支給されるため、Iによっては給与総額が大きく変動した。これによる給与総額の増減が標準報酬月額の改定につながったのではないか。」と供述している。

- 3 このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 4 日から 38 年 12 月 21 日まで  
65 歳のときに、受給の手続に行った社会保険事務所（当時）で、A 株式会社の期間は、脱退手当金として支払われていると告げられたが、請求した覚えは無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿の備考欄には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 2 か月後の昭和 39 年 2 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失している女性 6 人中、脱退手当金の受給資格がある 5 人について支給記録を調査したところ、4 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、このうちの一人は、「退職するときに、何の説明もなく、退職金と一時金をまとめて受け取ったので、会社が請求したと思う。」と供述していることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 9 年 10 月 21 日まで  
私の有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者記録によると、標準報酬月額が、平成 6 年 12 月から 8 年 12 月まで 30 万円、9 年 1 月から同年 9 月まで 9 万 8,000 円となっている。6 年 12 月から 9 年 9 月まで給与は 50 万円が変わっていなかった。標準報酬月額の記録に納得できないので、申立期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間のうち、平成 6 年 12 月から 8 年 12 月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、6 年 12 月の月額変更により、申立人の標準報酬月額が 50 万円から 30 万円に変更され、その後の 7 年 10 月及び 8 年 10 月の定時決定についても 30 万円で記録されている。

なお、上記期間の標準報酬月額について、遡って訂正が行われた記録は無い。

また、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人自身が社会保険事務所（当時）に提出する書類を作成していたと回答していることから、当該社会保険及び給与計算に係る事務に関与していなかったとは認められない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合につい



ては、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成9年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額、オンライン記録により、当初30万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年10月21日より後の同年11月18日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、上記のとおり、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人自身が社会保険事務所に提出する書類を作成していたと回答している。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所に社会保険料の滞納は無く、経営においても問題は無かったと供述しているが、当該事業所が適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失した元従業員は、「仕入れ先への支払に苦勞していたので、会社の資金繰りは大変だったと思う。平成9年10月に会社は不渡りを出し倒産した。倒産後、ハローワークに失業給付の手続に行ったが、給与から雇用保険料が控除されていたのに、会社は雇用保険料を納付していなかったことが判明した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負った代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の平成9年1月から同年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日まで  
私は、昭和 62 年 4 月 1 日から平成 2 年 12 月 31 日まで A 株式会社で B 担当として勤務していたが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A 株式会社において B 担当として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の給与計算等を担当していた C センターは、「私どもは、20 年来、A 株式会社の正社員の給与計算等を担当しており、正社員の方は社会保険に加入していたが、現場単位での雇用形態の方は、当該事業所が現場単位で給与の支払を行っていたため、社会保険には加入させていなかったと思う。なお、申立人の現場（D 地）は事業所から遠いことから、現場単位での採用ではないかと思う。」と供述している。

また、当該事業所に係る事業主代理から、平成元年 12 月 21 日から 2 年 12 月 20 日までの期間に係る「1 人別給与統計表」（C センター作成）が提出されたが、当該統計表（総計 39 人分）の中に申立人の氏名は見当たらない上、A 株式会社に係る被保険者縦覧照会回答票の中にも申立人の氏名は見当たらず、申立人に係る同社での雇用保険の被保険者の加入記録も無い。

さらに、当該事業所に係る事業主代理は、「当該事業所は既に廃業しており、人事記録及び社会保険等に関する資料が残っていないため、申立人の

勤務期間、厚生年金保険料の控除及び納付については不明。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 20 日から 32 年 6 月 1 日まで  
私は、A地に所在したB株式会社に勤務していた昭和 31 年 10 月頃に、C区に所在した株式会社Dに行くように言われ、B株式会社の社長の姉を責任者として、5人又は6人の女性と一緒に株式会社Dに転籍した。B株式会社と株式会社Dの経営者は兄弟だったので、そのような転籍がよくあった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B株式会社及び株式会社Dに係る厚生年金保険被保険者記録のある元同僚 18 人に照会したところ、13 人から回答があり、複数の元同僚は、「期間の特定はできないが、B株式会社の社長の姉を責任者とする女性数名がB株式会社から株式会社Dに移ったことを記憶している。しかし、申立人の転籍は記憶していない。」と回答している。

また、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が一緒に転籍したと申し立てている社長の姉及び元同僚二人については、B株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 32 年 12 月 20 日、株式会社Dに係る厚生年金保険被保険者資格取得日は翌日の同年 12 月 21 日との記録となっているほか、申立人が一緒に転籍したとして名前を挙げた別の元同僚については、B株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は 34 年 6 月 1 日となっており、株式会社Dに係る厚生年金保険被保険者記録は確認することができない。

さらに、株式会社Dの事業主は、「申立期間の厚生年金保険に係る資料が保存されていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の届出については不明であり、厚生年金保険料の給与からの控除も不明。」と回

答しており、申立人の申立期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については確認することができなかつた。また、B株式会社は平成8年6月\*日に解散し、申立期間当時の元事業主も死亡しており、申立内容を確認することはできない。

加えて、株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者事業所別名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者事業所別名簿における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、オンライン記録と一致している。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 21 日から 4 年 10 月 1 日まで

申立期間の標準報酬月額に疑問がある。私がA院に入社した平成 3 年 6 月 21 日時点での標準報酬月額は 22 万円であったはずである。

当該事業所に問合せしたところ入社時に 22 万円の標準報酬月額で届出をした「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を送ってきたので、証拠として提出する。申立期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA院に係る厚生年金保険資格取得届出書である「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人の資格取得日は平成 3 年 6 月 21 日、標準報酬月額は 22 万円との記載が確認できる。

しかしながら、被保険者資格記録照会回答書（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA院に係る厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額は 22 万円と記録されているところ（処理日は同年 7 月 10 日）、同年 8 月 23 日付けで標準報酬月額が 14 万 2,000 円に訂正されている。このことについて、事業主は、「申立人が入社した時は、22 万円の標準報酬月額で届出をしたが、入社後に何らかの事情で標準報酬月額を訂正したのかもしれない。例えば、夜勤有りの勤務から夜勤無しの勤務形態になったために訂正した事情も考えられる。ただし、標準報酬月額を訂正した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は保管されていない。」と回答している。

また、申立期間当時、A院に係る厚生年金保険被保険者記録のある女性10人に照会したところ、元B職であった4人から回答があり、その4人全員が「夜勤無しの勤務形態での賃金は12万円から16万円くらいであった。」と回答している。また、申立人と同年齢で同じC職として入社した元同僚の一人は、「夜勤を月に10回以上して22万円ほどの賃金になった。」と回答している。

さらに、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳及び給与明細書等の資料は保存されておらず、申立てどおりの標準報酬月額に相応する厚生年金保険料を給与から控除したかは不明。」と回答している。一方、事業主は、A院が加入していたD組合の平成4年9月4日付けの受付印及び承認印が押されている申立人に係る被扶養者変更届書である「健康保険被扶養者承認（異動確認）通知書」を提出し、「当該通知書に同年9月4日の日付印が押されていること、及び標準報酬月額の欄に『10月～220千円』と記載されていることから、標準報酬月額が22万円となるのは4年10月からであることを意味し、同年10月より前は別な標準報酬月額であったと思われる。」と回答している。

加えて、申立人が加入していたD組合は、「申立人の申立期間の標準報酬月額はオンライン記録と同額の14万2,000円である。」と回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 16 日から 57 年 5 月 16 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会すると、申立期間の記録が確認できないとの回答であった。

昭和 56 年 7 月 16 日付け及び 57 年 5 月 15 日付けの人事異動通知書を保管しており、申立期間の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人が申立期間において、B社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「申立人は、申立期間において、C組合の組合員であった。」と回答している上、現在のD組合E支部も、「申立人は、申立期間において、当組合の組合員資格を取得していた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A地から出てきて、B地の有限会社Cに入社した。昭和 43 年 5 月 7 日から 50 年 6 月 25 日まで継続して勤務したにもかかわらず、44 年 1 月 25 日から同年 7 月 1 日まで空白の期間がある。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A地から出てきて、B地の有限会社Cに入社し、昭和 43 年 5 月 7 日から 50 年 6 月 25 日まで勤務したと申し立てているが、厚生年金保険適用事業所名簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票により、同社は、D地において、40 年 10 月 1 日に適用事業所となり、44 年 7 月 1 日に適用事業所でなくなると同時に、B地において適用事業所になっていることが確認できるとともに、申立人は、D地において、43 年 5 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44 年 1 月 25 日に喪失し、同年 7 月 1 日に再度、B地において資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間において継続して勤務し、出身地のA地には帰省していないと供述しているが、申立人がA地から一緒に出てきたと記憶している同僚は、「申立人が休みをとりA地に帰省していたときに、申立人と一緒に出てきて有限会社Cに勤務した。私が入社したのは、昭和 44 年 4 月のことだが、日付はE書類で確認した。」と供述していることから、申立人が申立期間のうちの一定期間、A地に帰省していたことがうかがわれる。

なお、有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該同僚は、入社して3か月後の昭和 44 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得

していることが確認できるが、これについて当該同僚は、最初は見習期間だったと供述している。

さらに、有限会社Cは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も亡くなっているため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4741 (事案 1580 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月8日から21年6月8日まで  
前回の申立てについて、厚生年金保険の記録については確認ができないとのことであったが、どうしても納得できない。私はA校に在籍し、給与を支払われていたので、保険料を控除されていたことは間違いなく、同窓生の加入状況が入社時期、入社場所により相違するとしても、私が控除されていたこととは無関係であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに連絡先が判明した一人及び前回の同僚照会で回答の無かった二人の計3人の同級生に照会したところ、うち回答のあった一人は、同級生は所属する工場は各々異なっていたとした上で、申立人がB地からA校に通学していたことは記憶しているが、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の加入状況については分からないとしている。

また、厚生年金保険被保険者台帳において、申立期間に申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険料控除がうかがえるような新たな資料や供述は得られなかった。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月 25 日から 31 年 8 月 4 日までの間  
の一部期間

ねんきん特別便を見たら、昭和 24 年 1 月 25 日から 31 年 8 月 4 日までの約 7 年間のうち、53 か月について厚生年金保険の記録が無い。当該期間は A 職として B 市内の C 社という D 工場に勤務していた期間であり、記録が無いはずはない。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において C 社という D 工場に勤務していたと申し立てている。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) により、申立人は、E 社 (商業登記簿謄本では、株式会社 F) において、昭和 22 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24 年 1 月 25 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、オンライン記録では、事業所名は不明であるものの、同台帳の期間とほぼ一致する期間が申立人の被保険者期間として記録されている。

また、当該被保険者期間は申立期間外の期間である上、申立人は、「申立期間当時の賃金は出来高払で転職が不利にならなかったため、1、2 年で勤務先を変わり同じ会社に 2 度勤めた覚えは無い。」と供述している。

さらに、申立て代理人は昭和 22 年 10 月以前にその夫の勤務先を見に行つて、表札に「C 社」の文字があったことを覚えていると供述している。

加えて、商業登記簿謄本によると、株式会社Fは昭和41年に解散している上、同社の元事業主及びほかの役員は所在不明で、申立人からも事業主や同僚等の情報が得られないため、勤務状況及び保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4744 (事案 3420 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から同年 9 月まで  
② 昭和 56 年 4 月から同年 8 月まで

申立期間①については、A 区の B 社に勤務し、C 業務をしていた。申立期間②については、D 区の E 株式会社で F 業務をしていた。どの会社でも正社員であった。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間①については、申立人から B 社の所在地（町名や番地は不明）を示す手書きの地図が新たに提出されたことや、同事業所における勤務内容に係る具体的な供述から、申立人が同事業所に勤務していたことはいかがわれるものの、事業主や同僚の氏名を申立人に再度確認するも記憶していないことから、事業主や同僚に対する調査を行うことができず、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、申立期間②については、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、今回新たに E 株式会社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚 9 人（申立期間②において被保険者）に照会し 6 人から回答を得た（前回は 21 人に照会し 12 人から回答を

得ている)ものの、申立人を記憶している者はいなかった上、同事業所に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿を再点検するも、申立人の氏名を確認することはできなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 埼玉厚生年金 事案 4745 (事案 207 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 26 日から 42 年 6 月 1 日まで  
昭和 37 年 7 月に A 社に入社し、43 年 12 月に退社するまで空白無く勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 雇用保険の被保険者記録により、昭和 41 年 2 月 25 日に一旦離職していることが確認できること、ii) 申立人及び当時の同僚一人は、申立人が A 社に勤務していた期間に肺結核で入院加療していたと供述しており、その疾病内容からみて長期間の療養が必要であったことが推認できる上、事業主は、「厚生年金保険被保険者の休職並びに徴用せられたる場合の取り扱いに関する件」(19 年 10 月 3 日年保受第 38 号)の入院加療で休職扱いの場合には被保険者の資格を喪失することができるとの規定に基づき、一旦、申立人の厚生年金保険については、被保険者資格の喪失手続を行ったものと判断することが妥当であること、iii) 申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いこと、iv) このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再度申し立てているが、当委員会で再度確認した結果、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4747 (事案 469 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 11 日から 32 年 6 月 25 日まで  
(株式会社 A)  
② 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 5 月 31 日まで  
(株式会社 B)

申立期間について、前回非あっせんの通知をもらったが、納得がいかないので再度申立てをする。

日本年金機構の記録では、私が、当時 7,846 円の脱退手当金を受け取ったことになっているとのことであるが、昭和 35 年に、新車の C を 120 万円で購入したくらいであり、わずかな脱退手当金を受給しなければならぬほど生活に困っていたわけではない。

第三者委員会で再度調査の上、申立期間について被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の氏名は、脱退手当金支給決定日の約 2 か月前である昭和 35 年 2 月 1 日に旧姓から新姓に変更されていることが確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、及び ii) 脱退手当金の支給額は、法定支給額と一致していることから、一連の事務処理に不自然さはないと見做すとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の主張に加え、「昭和 35 年に 120 万円の新車を購入したくらいであり、脱退手当金を受け取らなければならないほど、生

活に困っていたわけではない。」と新たに主張しているが、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認め難い。

また、株式会社Bを管轄する社会保険出張所(当時)が行った、株式会社Aにおける申立人の厚生年金保険被保険者記録照会に対し、厚生省保険局年金業務室(当時)が、昭和35年3月8日に申立人の記録を回答したことを示す「回答済み 35. 3. 8」の押印が申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から確認でき、当該回答日の約1か月後である35年4月13日に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人に係る脱退手当金の請求に併せて当該記録の照会が行われたと考えるのが自然である。

なお、株式会社Bの同僚の一人は、「株式会社Bを辞める時に、『結婚退職し、家庭に入るようなら脱退手当金を受け取れる制度がある。』と担当者から説明を受け、退職時に脱退手当金を受け取った。」と供述しており、同社において、脱退手当金の受給権を満たす同僚17人のうち13人が脱退手当金を受給していることが、オンライン記録により確認できることから、退職手続の一環として、同社による代理請求が行われていたこともうかがえる。

このほか、申立人は、新たな資料や情報は提出しておらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年3月31日まで  
株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に得ていた給与額に比べて低すぎるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社Aの取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、オンライン記録によると、申立人が取締役を務めていた株式会社Aは、平成6年3月31日をもって厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できる。申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年4月22日付けで、5年7月1日から6年3月31日までの期間について50万円から8万円に遡って訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当時、同社において営業及び総務の担当取締役として社会保険事務及び経理事務に携わったとしており、「申立期間当時、業績不振により厚生年金保険料の滞納があった。社会保険事務所から督促の電話があった後、職員が来社し、滞納処理について協議したことがある。」と供述している上、同社の元代表取締役及び元社員は「申立人は総務及び経理の責任者だった。」と供述していることから、申立人は同社の取締役として、標準報酬月額の遡及訂正についても関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らの記録訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なも

のではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年8月31日まで

私は、A株式会社に勤務している時に応召し、応召の間の昭和19年6月1日に厚生年金保険に加入し、終戦の20年8月31日に当該資格を喪失したが、この間の厚生年金保険料が、社会保険庁（当時）の記録では、21年4月1日に脱退手当金として支給されたこととなっており、この脱退手当金を受給した記憶は無い。

応召の間の給料はB地の実家に送られており、厚生年金保険料も引かれていたと思う。また、脱退手当金が支払われた時期はB地にいたので、請求できるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳の記号番号払出簿には、厚生年金保険法第49条の3に基づく短期脱退手当金が支給されたことを示す「脱退手当金」及び「49-3」の記録があるとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和21年4月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「応召の間の給料はB地の実家に送られており、厚生年金保険料も引かれていたと思う。」と述べているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号払出簿にはほかの同僚とともに「改」の記号が押印されており、申立人が昭和19年2月の厚生年金保険法の法律改正により、応召の間の19年6月1日に同法第59条の2に該当する被保険者資格を取得していると認められるが、同法においては、当該被保険者の厚生年

金保険料は、事業主とともに全額免除されることとされていた。

さらに、申立人は、「脱退手当金が支払われた時期はB地にいたので、請求できるはずがない。」「戦後、会社から連絡はなかった。」と述べているが、「会社に除隊を報告に行ったとき、帰郷を選択したら、後で給料を送ると言われ、B地に帰ってから、退職金又は給料が書留で送られてきた。」と述べており、申立人が終戦後A株式会社に赴き、その後当該事業所から申立人に何らかの金銭が送付されてきたことが認められる。

これに関し、申立人同様C軍に応召し、かつ、脱退手当金の支給記録のある同僚二人のうち一人は、「戦後、会社に行ったとき、D地付近の社宅跡で何らかの手续をした。」と述べているとともに、ほかの一人も「実家に帰ってしばらくしてから、会社からお金が書留で送られてきたので受け取った覚えがある。」と述べている。

加えて、終戦に伴い被保険者資格を喪失した者で脱退手当金の支給の記録が確認できた12人のうち6人の支給決定日が申立人と同じ昭和21年4月1日となっており、当該6人がそれぞれ異なる場所で同日に脱退手当金を請求するとは考え難いことや、申立人及び同僚に、退職後しばらくしてから書留による金銭が送付されてきた状況を踏まえると、当該事業所では、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性が高いと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 26 日から同年 9 月 1 日まで  
昭和 48 年 11 月 15 日から A 市内にあった B 業の株式会社 C に就職し、D 店内に設けられていた同社の E コーナーに勤務していた。49 年 8 月末に退職するまで継続して勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録では同年 6 月 26 日から同年 9 月 1 日までの 3 か月間が厚生年金保険に未加入となっている。間違いなく継続して勤務しており、厚生年金保険に加入していた。資格喪失日を同年 9 月 1 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社 C の複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、退職日は不明。」と供述しており、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが確認できない。

また、事業主は、「当時の資料は何も保管していないので、厚生年金保険の届出及び納付については不明。」と供述しており、申立人の申立期間に係る保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚及び申立人が氏名を記憶している同僚一人を加えたうちの連絡可能な 7 人に照会し、6 人から回答があったが、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

なお、申立人に係る当該原票によると、申立人は、昭和 49 年 6 月 26 日に資格を喪失し、同年 7 月に健康保険証を返却した記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確



認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。